

**現場技術業務委託共通特記仕様書**  
**(平成 18 年 9 月 1 日以降適用)**

**青森県県土整備部**



# 目 次

現場技術業務委託共通特記仕様書 .....	5
第1条 適用範囲 .....	5
第2条 業務内容 .....	5
第3条 対象としない業務 .....	5



# 現場技術業務委託共通特記仕様書

## 第1条 適用範囲

1. この共通特記仕様書は、「低入札に伴う品質確保のため現場監督業務を強化する場合の運用方針」に基づき、低入札に伴う品質確保のため現場監督強化を図る目的で委託する現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「現場技術業務委託共通特記仕様書（案）」「現場技術業務委託共通仕様書（案）」の順とする。

## 第2条 業務内容

本業務の内容は、「現場技術業務委託共通仕様書（案）」第8条に替えて以下に掲げる業務を受託者が行うものとする。

1. 請負工事の契約の履行に必要な監督業務の強化
  - (1) 低入札価格調査時の低入札価格調査書と低入札価格確認調査書の照合を行い監督職員に提出する。
  - (2) 現場配置技術者及び施工体制について現場状況を把握し、その結果を監督職員に提出する。
  - (3) 工事請負者から提出された工事施工計画、工程計画、品質管理計画等に基づき施工状況を把握し、その結果を監督職員に報告する。
2. 請負工事の品質確保を図るために必要な現場監督業務の強化
  - (1) 工事請負者から提出された使用材料承認に基づき施工状況との照合を行い、その結果を監督職員に提出する。
  - (2) 工事段階毎の施工検査、完成後外面から明視することができない箇所の確認等の立会、検測を行い、その結果を監督職員に提出する。
  - (3) 上記以外の施工全般の状況を把握し、その結果を監督職員に提出する。
  - (4) 上記監督業務により現場で照合等を行った結果が設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事請負者に伝えるとともに、その結果を監督職員に報告する。

## 第3条 対象としない業務

本業務では、「現場技術業務委託共通仕様書（案）」第9条工事検査の立会いは、業務の対象としない。

## 附 則

平成18年9月1日から適用する。

